令和2年度

第1回　石狩市都市計画審議会

令和2年4月23日（木）

建設水道部　建設総務課

本日の案件

石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例　第5条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可について

②

諮 問 理 由

- 石狩湾新港地域において、大規模店舗の建設が予定されている
- 石狩湾新港地域には、当該地区の活性化や振興を図るため、土地利用の基本的な方針を定めた「石狩湾新港地域土地利用計画」が北海道により策定されている
- 市では、新港地域の土地利用計画に基づき、「石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」を制定し、建築できる建築物を制限している
- 建設予定地への大規模店舗の建築は、この条例の規定により「石狩市都市計画審議会」の意見を聴いた上で、市長による許可が必要であり、今般、許可申請が提出されたため

③

申　請　概　要

- 申請者:　　神奈川県川崎市川崎区池上新町3-1-4
  コストコホールセールジャパン株式会社
  代表取締役　ケン　テリオ

- 申請地:　　石狩市新港南2丁目
  100-1のうち、3725のうち、196-7のうち

- 敷地面積:　66,000.02㎡

- 申請内容:　物品販売業を営む店舗

- 建築物の概要:
  1）規模・構造　鉄骨造1階建て
  2）建築面積　14,810.60㎡　　延べ面積　14,810.60㎡

④

申　請　地

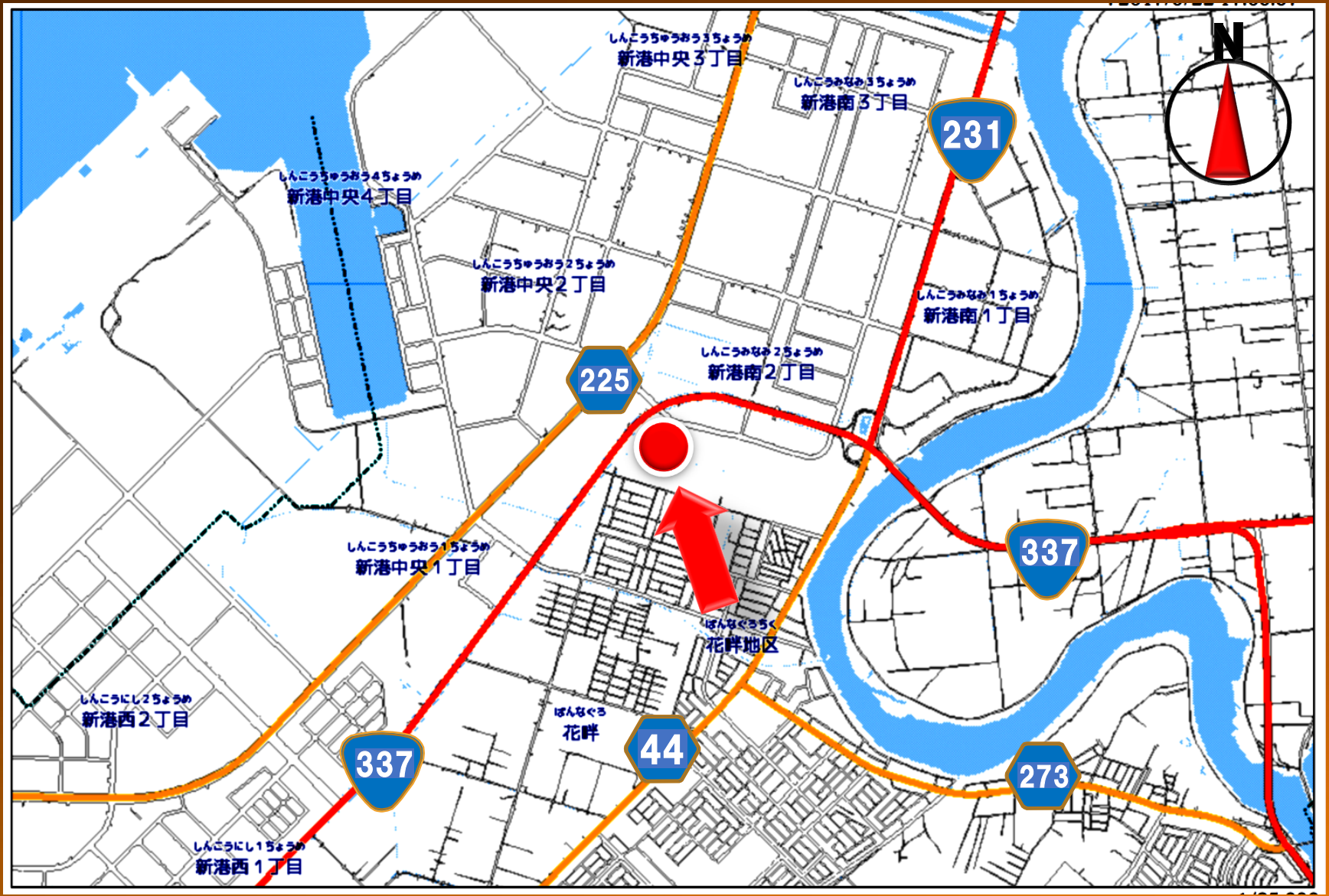
N
しんこうちゅうおう3ちょうめ
新港中央3丁目
しんこうみなみ3ちょうめ
新港南3丁目
231
しんこうちゅうおう4ちょうめ
新港中央4丁目
しんこうちゅうおう2ちょうめ
新港中央2丁目
しんこうみなみ1ちょうめ
新港南1丁目
しんこうみなみ2ちょうめ
新港南2丁目
225
337
しんこうちゅうおう1ちょうめ
新港中央1丁目
はんなぐちく
花畔地区
しんこうにし2ちょうめ
新港西2丁目
はんなぐ
花畔
44
337
273
しんこうにし1ちょうめ
新港西1丁目

⑤

補 足 事 項

① 建築予定として購入する土地66,000㎡については、店舗のほかガソリンスタンドを併設する予定である

説明の流れ

1. 申請地の都市計画について
2. 許可申請の内容について
3. 公益上やむを得ず建築を認める理由について
4. 交通量増加による影響について